

経済連携協定において採用されている原産地証明制度の一覧（日本への輸入時）

2024年6月現在

	第三者証明制度 （原産地証明書） 輸出国の商工会議所等の機関が 発給する。	認定輸出者制度 （原産地申告） 輸出国政府が認定した輸出者が 原産品である旨を申告する。	自己申告制度（原産品申告書） 輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。	
			輸出者・生産者による自己申告	輸入者自己申告
日メキシコ協定	○	○	×	×
日スイス協定	○	○	×	×
日ペルー協定	○	○	×	×
日オーストラリア協定	○	×	○	○
CPTPP	×	×	○ 1	○
日EU協定	×	×	○	○
日米貿易協定	×	×	×	○
日英協定	×	×	○	○
RCEP協定	○	○	一部○ 2	○
上記以外の締結済EPA	○	×	×	×

1・・・CPTPPのベトナム・マレーシア・ブルネイは、権限ある当局が輸出者・生産者に代わり発給する。（様式は原産地証明書だが、原産品申告書として扱う）

2・・・現時点では、オーストラリア・ニュージーランドのみ利用可能